

第98回全日本学生スキー選手権大会売店等設置運営要項

1 趣旨

この要項は、第98回全日本学生スキー選手権大会、大会会場における売店の設置及び運営等について必要な事項を定めるものである。

2 施設等の使用許可

第98回全日本学生スキー選手権大会大鰐町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会会場区域内に売店等を設置しようとするときは、各会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

3 設置場所及び販売期間

設置場所：クロスカントリースキー競技会場内 テントエリア

	期 間	時 間
販 売 期 間	令和7年2月18日（火）～23日（日）	9：00～15：00
準 備 期 間	令和7年2月16日（日）～17日（月）	9：00～16：00
搬 入	令和7年2月18日（火）～23日（日）	9：00～15：00
搬 出	令和7年2月23日（日）	16：00まで

4 設置基準

- (1) 机・イス各2脚、ストーブ1台を実行委員会が貸し出す。
- (2) テントを使用して出店する場合は、テントレンタル料が発生し、持込みテントは原則認めないものとする。
- (3) 実行委員会が貸し出すテント、机・イス各2脚、ストーブ1台について、破損等が生じた場合は当該出店者に弁償を求めるものとする。
- (4) テント、机、イス、ストーブを除いたもので、販売に関わるもの（発電機、ガス等）は、事業者が用意するものとする。
- (5) 実行委員会の指定する場所（テント1張3.64m×5.46m程度または、半面3.64m×2.73m程度）を使用する。キッチンカーについては、1コマ4.0m×6.5m程度の範囲とする。（キッチンカーで出店する場合は、備考欄に必ず記載すること。）
- (6) 対流型ストーブの燃料補給は実行委員会が行う。
- (7) 出店者は、ブース内に必ず消火器（4型以上）を設置すること。
- (8) ガス等の火気を使用する場合は、消防署に届け出が必要となるので、売店等出店申請書（様式第1号）の備考欄に必ず記載すること。

5 募集数及び出店料

- (1) 募集数：売店8店、キッチンカー6台程度
- (2) テントレンタル料（2間3間テント）：全面 65,000円
半面 32,500円（大きさ等は別紙参照）

6 出店申請

出店希望者は売店等出店申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、令和7年1月17日（金）までに、実行委員会へ提出するものとする。

なお、令和7年1月17日（金）以前に募集数に達した場合は、申込みを締め切るものとする。

7 出店許可

実行委員会は申請内容を審査し、適切と認めたものについて売店出店許可書（様式第2号）を交付するものとし、出店の際は許可書をブースの見やすい位置に掲示すること。

8 出店場所

出店場所の配置については、実行委員会の抽選において決定する。

9 販売品目

(1) 土産品等

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(2) 食品類

食品に関しては、食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、安全性が高く、衛生的に包装されたものとする。

ア. 弁当類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、手ふきを添付し、製造所所在地、製造者氏名、消費期限（時間を含む。）、食品添加物、アレルギー物質を含む食品の原材料、保存方法及び早期喫食の呼びかけ等の表示が行われているもの。

イ. パン類（調理パンを除く）及び菓子（アイスクリーム類を除く）

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

ウ. 飲料水類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

エ. 果実類

新鮮でカットしていないもの。

オ. 土産商品

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。

(3) スポーツ用品、記念品バッジ類

(4) 写真・ビデオ記録等

実行委員会の許可を受けて撮影されたもの

(5) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要と思われる最小限のもの。

10 食品類の販売及び飲食サービスの提供

- (1) 食品を販売する売店の出店を許可するにあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、販売事業者が関係法令の範囲内において所轄の保健所から許可を得たもののみとする。
- (2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあたっては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可書の写しを実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可書を掲示しなければならない。
- (3) 実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、概要書を所轄の保健所に提出するものとする。

11 経費負担

テント、机、イス、ストーブを除いたもので、売店に係る運営経費はすべて出店者の負担とする。

12 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業または団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。よって、アルコール類及びタバコの販売並びに提供は禁止とする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分すること。
- (7) 出店の権利を第三者に譲渡、転貸し又は、売店等の管理運営を委託しないこと。
- (8) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (9) 出店者及び従業員は、名札等を着用して所属を明確にすること。
- (10) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、実行委員会の指示に従うこと。
- (11) 販売期間については、原則全日程（令和7年2月18日（火）～23日（日））出店するものとし、途中撤退は認めない。
- (12) 強風・降雪など天候には十分注意し、安全の確保を第一に考えること。また、危険な状況の発生が予想される場合、又は現に発生した場合は実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。
- (14) 消防法及び食品衛生法並びに出店に際して遵守すべき法令を遺漏なく遵守し、消防署及び保健所等より指示・指導を受けたときはこれに従うこと。

13 許可の取り消し

実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上不適当と認められるときは、出店許可を取り消すものとする。

14 事故等の処理

売店において事故等が発生したときには、売店責任者又は係員が直ちに実行委員会に連絡する

とともに、関係機関の指示に従い処理するものとする。

15 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

16 現状回復

出店者は、大会終了後速やかに売店の商品等を搬出し、現状に復して係員の検査を受けることとする。

17 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切その責を負わない。

18 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については実行委員会が別に定めるものとする。
大会終了後に実行委員会が行うアンケート調査に協力すること。

売店等設置許可手順

